

静岡市建設工事に係る災害復旧特別工事技術資料提出型制限付一般競争入札実施要綱
(趣旨)

第1条 この要綱は、静岡市建設工事に係る制限付一般競争入札実施要綱（平成17年4月1日施行）に定めるもののほか、災害復旧特別工事技術資料提出型制限付一般競争入札の実施について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 災害復旧特別工事 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）第2条第2項の災害復旧事業に係る建設工事をいう。
- (2) 災害復旧特別工事技術資料提出型一般競争入札 災害復旧特別工事のうち早期に着手する必要があるもので、入札前に入札参加者から参加資格の根拠となる資料等を提出させ、当該資格の有無について確認を行う制限付一般競争入札をいう。

(対象となる工事)

第3条 災害復旧特別工事技術資料提出型一般競争入札の対象となる建設工事は、災害復旧工事のうち、通常の一般競争入札に付する時間的余裕がないことが明らかであると認められ、地形地質条件、施工条件等の施工上の技術的特性や優先度を勘案して主管部長が特に必要と認める工事（予定価格が地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第3条第1項の規定による特定役務のうち建設工事の調達契約について総務大臣が定めた額以上であるものを除く。）とする。

(入札の対象者)

第4条 災害復旧特別工事技術資料提出型一般競争入札の参加の対象となる者は、静岡市と災害協定を締結している者とする。

(低入札価格調査制度の適用除外)

第5条 災害復旧特別工事技術資料提出型一般競争入札の施行に当たっては、静岡市建設工事低入札価格調査試行要領（平成15年4月1日施行）第2条の規定にかかわらず、静岡市建設工事最低制限価格制度実施要綱（平成21年12月1日施行）に基づく最低制限価格を設定するものとする。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。